

環境にやさしいカーシェアリング広島特区

都道府県名： 広島県
申請主体名： 広島県

区域の範囲： 広島県の全域



特区の概要：

広島県では、様々な環境問題に広範に取り組むため、平成15年10月に「広島県生活環境保全条例」を制定し、“県民みんなで進める次世代のための環境づくり”を目指し、各種施策の展開を図っている。こうした中で、今回の特区は、民間事業者が、集合住宅やオフィスビル等へ無人のレンタカー型カーシェアリングシステムを設置して、環境にやさしい車両を需要に見合った台数だけ配備することにより、低公害車・エコドライブの普及・促進を図るとともに、自動車の共同利用による渋滞緩和、駐車場問題の解消等を目指すものである。

適用される規制の特例措置：

・無人の自動車貸し出し（レンタカー型カーシェアリング）



【イメージ写真】



【イメージ写真】